独立役員届出書

1. 基本情報

<u>1. 基本情報</u>									
会社名	ブ	ブリッジインターナショナル株式会社 コード							
提出日		2021/3/31	異動(予定)日		/31				
独立役員届出 提出理由		独立役員であった高橋慎介氏が社外取締役の要件満たさなくなったため							
■ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)									

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員					苍	2員の属	性 (※	2 · 3)						異動内容	本人の 同意
			杰工仅具	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	_	該当なし	共製門台	同意
1	岡村 典	社外取締役	0													0		有
2	和田 隆志	社外監査役	0													0		有
3	髙橋 知洋	社外監査役	0										0					有
4																		
5																		

マ 独立役員の屋性・選任理由の説明

<u>3.</u>	<u>独立役員の属性・選任理由の説明</u>	
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	-	同村典氏は、経営者としての豊富な知識及び経営を有しており、その知識経験に基づき、 社外から公正な視点で当社の経営に生かせると期待し、社外取締役に選任数しました。 なお、同氏が代表を務める「株式会社プン・コミュニケーションズ」は過去2014年3月よ り2017年3月まで当社のマーケティング業務の受託先となっておりましたが、同社にとって経済的依存度が生じるほどに多額ではなく、多額の金銭その他の財産には該当しないと 判断しております。 現在は、当社との間に特別な関係はなく、また、東京証券取引所の定める独立役員の要件 を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指 定しております。
2	-	和田隆志氏は、公認会計士として財務および会計に関する高度な知見を有しており、その 知識経験に基づき、コンプライアンス、リスク管理及び内部統制に関する助言を期待し、 社外監査役に選任致しました。 また、当社との間に特別な関係はなく、また東京証券取引所の定める独立役員の要件満た しており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定して おります。
3	高橋知洋氏は、当社顧問弁護士事務所である「AZX法律事務所」に所属しております。	高橋知洋氏は、弁護士として豊富な知識及び経験を有しており、その知識経験に基づきコンプライアンス、リスク管理及び内部統制に関する助言を期待し、社外監査役に選任致なしました。 の民が在籍する「AZX総合法律事務所」は当社顧問弁護士事務所ですが、当社が同事務所に支払っている顧問料は、同事務所にとって当社への経済的依存度が生 出名はどに多額ではなく、多額の金銭その他の財産には該当しないと判断しております。同氏は同事務所において当社の担当として関与したことはなく、同事務所において指報の遮断が行われておりますので、今後も同氏が当社案件に関与することはありません。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
4		
5		

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の乗務執行者

b. 上場会社又はその子会社の乗務執行者内容は乗務執行政締役

d. 上場会社の規会社の悪路所有子又は非業務執行財締役

d. 上場会社の規会社の悪路では、日本の主義との場合)

e. 上場会社の共会社の東京教研・音文はまで、表現では、日本の主義を表現して、上場会社の民会社の主義な取引先とする者又はその業務執行者

f. 上場会社の主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先とする者又はその業務執行者

j. 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j. 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j. 上場会社の可見先(「まびわいのすがにも該当しないの対象を表現して、人のみ)

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

以上の3~1の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文書を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「〇」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
※4 4 ~1のいずれかに該当してください。